

## 住宅用家屋証明書

租税特別措置法施行令

(イ) 第41条

（特定認定長期優良住宅又は認定低炭素住宅以外）

(a) 新築されたもの

(b) 建築後使用されたことのないもの

特定認定長期優良住宅

(c) 新築されたもの

(d) 建築後使用されたことのないもの

認定低炭素住宅

(e) 新築されたもの

(f) 建築後使用されたことのないもの

(ロ) 第42条第1項（建築後使用されたことのあるもの）

の規定に基づき、下記の家屋

年 月 日

{ (ハ) 新築 }

{ (ニ) 取得 }

がこの規定に  
該当するものである旨を証明します。

申請者の住所	
申請者の氏名	
家屋の所在地	
取得の原因（移転登記の場合）	

令和 年 月 日

板倉町長 栗原 実